

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第八條の十第一項の規定に基づく検証機関の登録事項の変更……………（環境局都市地球環境部総量削減課）…一
- 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第八條の十一第二項の規定に基づく検証機関の検証業務の休止……………（同）…一
- 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第八條の十一第二項の規定に基づく検証機関の検証業務の廃止……………（同）…二
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（二件）……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…二
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除（二件）……………（同）…四
- 争議行為の予告（二件）……………（産業労働局雇用就業部労働環境課）…六
- 登録講習機関の主たる事務所の所在地及び講習の業務を取り扱う事務所の所在地の変更（二件）……………（東京消防庁）…一〇

告示

●東京都告示第千四百九十四号
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成十二年東京都条例第二百十五号）第八條の十第一項の規定に基づき検証機関の登録事項の変更の届出があったので、同条例第八條の二十二第二号の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年十一月五日
東京都知事 舛 添 要 一

一 登録番号	十三
二 登録区分	特定ガス・基準量 都内外削減量
三 登録検証機関名称	株式会社日本スマートエナジ ー認証機構
四 代表者氏名	代表取締役 尾石 裕行
五 営業所名称	株式会社日本スマートエナジ ー認証機構
六 変更前の営業所所在地	千代田区霞が関三丁目二番五 号 霞が関ビルディング
七 変更後の営業所所在地	中央区八重洲二丁目七番二 号 八重洲三井ビルディング一 階
八 変更年月日	平成二十六年九月一日
一 登録番号	十六
二 登録区分	特定ガス・基準量
三 登録検証機関名称	EY新日本サステナビリティ 株式会社
四 代表者氏名	代表取締役 沢味 健司
五 営業所名称	EY新日本サステナビリティ 株式会社 本社

六 変更前の営業所所在地
千代田区霞が関三丁目二番五
号 霞が関ビル

七 変更後の営業所所在地
千代田区内幸町二丁目二番三
号 日比谷国際ビル

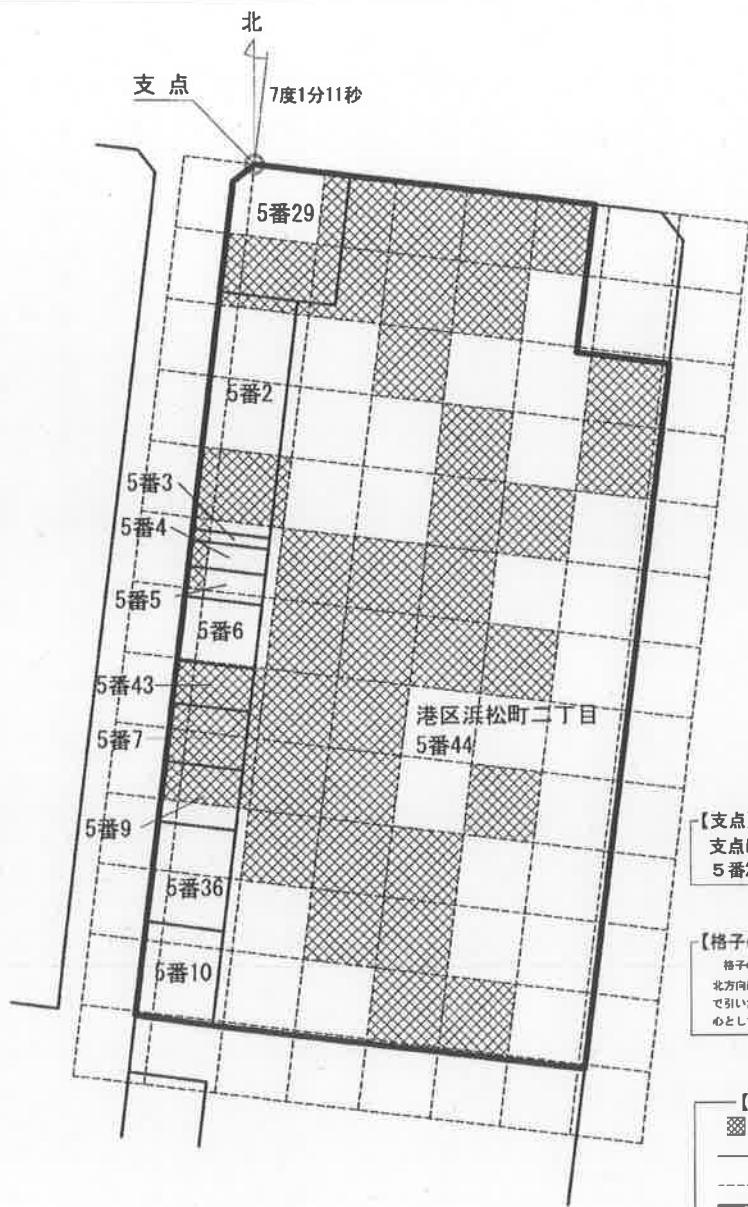
八 変更年月日
平成二十六年九月八日

一 登録番号	三十三
二 登録区分	特定ガス・基準量 都内外削減量
三 登録検証機関名称	優良事業所基準（第一区分） 優良事業所基準（第二区分） 一般財団法人省エネルギーセ ンター
四 代表者氏名	代表理事 藤 洋作
五 営業所名称	一般財団法人省エネルギーセ ンター 本部
六 変更前の営業所所在地	中央区八丁堀三丁目十九番九 号
七 変更後の営業所所在地	港区芝浦二丁目十一番五号
八 変更年月日	平成二十六年八月二十一日

●東京都告示第千四百九十五号
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成十二年東京都条例第二百十五号）第八條の十一第二項の規定に基づき検証機関の検証業務の休止の届出があったので、同条例第八條の二十二第三号の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年十一月五日
東京都知事 舛 添 要 一

別図



【支點】
支點は、港区浜松町二丁目
5番29の最北端とする。

【格子の回転角度(7度1分11秒)】
格子の回転角度は、支點を通り、東西方向及び南
北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔
で引いた線により構成されている格子を、支點を中
心として、右回りに回転した角度を示す。

【凡例】
⊗：形質変更時要届出区域
—：筆境界
---：単位区画
□：調査対象地

●東京都告示第千四百九十八号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条
第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお
り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ
ればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」とい
う。)を指定するので、同条第三項において準用する同法
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年十一月五日

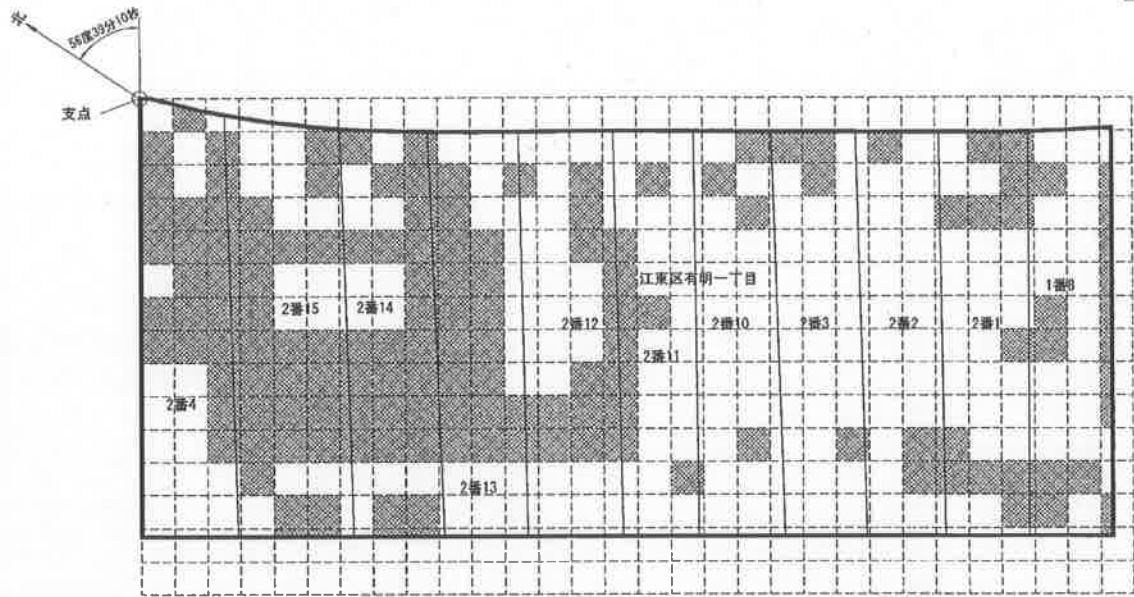
東京都知事 舩 添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(江東区有明一
丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十
九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準
に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合
物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びに
ほう素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有
害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡例】

- 単位区画
- 区境界
- 敷地境界
- 形状変更時要届出区域

【支点】

支点は、江東区有明一丁目2番4の最北端とする。

【格子の回転角度(56度39分10秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千四百九十九号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成二十六年東京都告示第千三百三十九号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年十一月五日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(江東区豊洲五丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去